

障がい者における ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ 「避難行動要支援者名簿」

せいど あんない
制度のご案内



障がい等で、災害が起きた時に自分の力で避難することが困難で特に支援が必要な方を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成し、安否確認・避難支援等に役立てます。

めいぼせいび はいけい 名簿整備の背景

東日本大震災では高齢者と障がい者の死亡率が非常に高かったことから、災害対策基本法が改正され、特に避難支援が必要である方を対象とした「避難行動要支援者名簿」の作成が各自治体に義務付けられました。これに伴い、区では「避難行動要支援者名簿」を作成することになりました。

※これまで区が作成してきた「緊急時等要援護者名簿」については、「避難行動要支援者名簿」への移行を進めていきます。

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ 「避難行動要支援者名簿」とは

「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こった時に自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）をあらかじめ区で登録しておく名簿です。

災害時には、登録内容（名簿情報）を活用し、地域全体で避難行動要支援者の安否確認、避難支援を行います。

くわ ちゅうめん
詳しくは中面へ



と あわ さき 【お問い合わせ先】

あらかわく ふくしふ しょうがいしゃふくしか でんわ だいひょう
荒川区 福祉部 障害者福祉課 電話03-3802-3111（代表）

しんたいしょうがいしゃてちょう あい てちょう しょうじ かた
・身体障害者手帳・愛の手帳を所持する方

そうだんしえんがかり ないせん
相談支援係 内線2685・2686・2687・2690

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しょうじ かた
・精神障害者保健福祉手帳を所持する方

けんこうすいしんがかり ないせん
こころの健康推進係 内線2378・2692

た せいどぜんぱん かん
・その他制度全般に関すること

しょうむがかり しょうがい がかり ないせん
庶務係、障害サービス係 内線2681・2691・2693

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ とうろく かた 「避難行動要支援者名簿」に登録される方

く か き がいと う かた ひなんこうどうようしえんしゃ さだ ひなんこうどうようしえんしゃ
区では下記のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定め、「避難行動要支援者
めいぼ じどうとうろく
名簿」へ自動登録します。

ざいたく せいかつ か き がいと う かた
在宅で生活し、下記のいずれかに該当する方

(施設や病院などに長期入所、長期入院されている方を除く)

- ① しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう
身体障害者手帳1～2級
- ② あい てちょう
愛の手帳
- ③ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳
- ④ じりき ひなん こんなん くちよう みと もの
自力での避難が困難であると区長が認める者



※①～④以外の方で登録を希望する場合は、「登録申請書兼外部提供同意書」(区役所で
はいふ きにゅうこ く ていしゅつ
配布)を記入後、区に提出してください。

めいぼ とうろくないよう 名簿の登録内容

じゅうみんきほんだいちょう たいしょう かた か き じょうほう の めいぼ く さくせい
住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を載せた名簿を区で作成します。

- ① しめい じゅうしょ でんわばんごう せいべつ
氏名 ②住所 ③電話番号 ④性別
- ⑤ せいねんがっぴ ひなんしえん ひつよう りゆう
⑤生年月日 ⑥避難支援を必要とする理由

めいぼ がいふていきょうさき 名簿の外部提供先

ひなんこうどうようしえんしゃ かたがた さいがいじ ひなんとう さい かろう かぎ ちいき しえん う
避難行動要支援者の方々が災害時の避難等の際に可能な限り地域で支援が受けられるよ
う、対象者本人の同意を得た上で、区が平常時から名簿を以下の方々へ提供します。

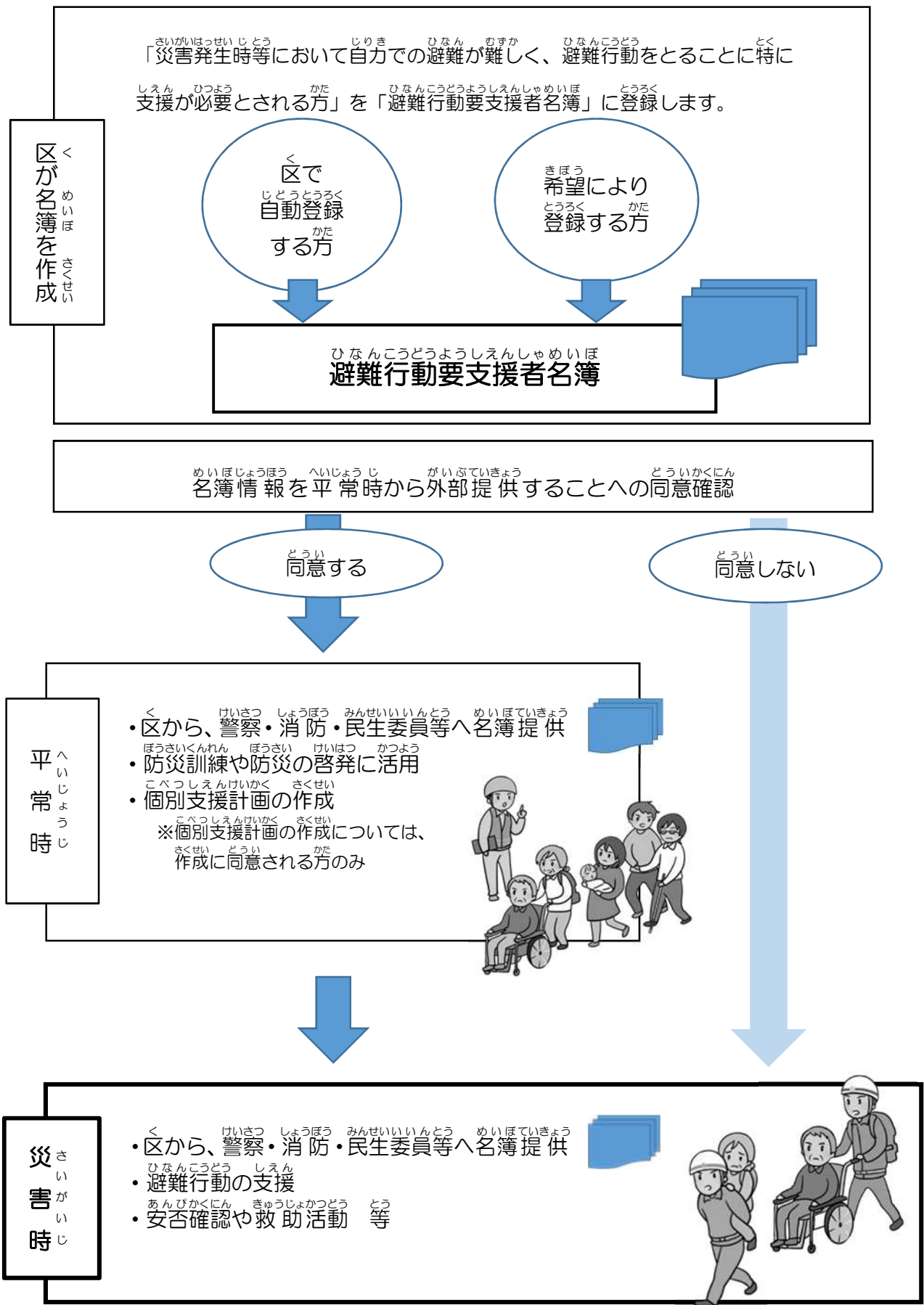
【提供先(避難支援等関係者)】

けいさつしょ しょうぼうしょ みんせいいいん
警察署、消防署、民生委員、
た ひなんしえんとう じっし たすさ かんけいしゃ
その他の避難支援等の実施に携わる関係者



※区は、避難行動要支援者名簿情報を共有するあたり、秘密の厳守、目的外利用及び第三者への
ていきょう きんし ぎ むづ てきせい かんり おこな
提供の禁止を義務付け、適正な管理を行います。

めいぼ かつよう しえん
名簿を活用した支援とは【イメージ】



※災害の種類や規模、被災状況によっては、支援ができない場合があることをご了承ください。
避難支援等関係者は、実施可能な範囲で避難誘導や安否確認を行います。

Q&A

Q1 必ず名簿の外部提供に同意しなければいけないの？

A1 外部提供の同意は、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供しておくために必要となるものです。平常時の提供を希望されない場合は、同意いただく必要はありません。

Q2 同意したら助けに来てくれるの？

A2 同意により避難支援を受けやすくなりますが、必ずしも支援が保障されるものではありません。また、避難支援等関係者は法的な責任や義務を負うものではありません。

Q3 同意しないとどうなるの？

A3 区は平常時から名簿情報を避難支援等関係者（※）へ外部提供することはありません。

ただし、災害時や災害発生のおそれがある場合には、名簿情報を避難支援等関係者に提供することがあります。

※避難支援等関係者とは：警察署、消防署、民生委員、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

Q4 個人情報情報の取り扱い？

A4 個人情報については、区及び避難支援等関係者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

Q5 個別支援計画とは何ですか？

A5 災害発生時に的確な安否確認や避難誘導などを行うため、避難行動要支援者ごとに作成する計画です（名簿情報とは別もの）。避難所での生活支援にも役立てられます。